

令和5年度地域スポーツ推進事業  
子どものスポーツ機会創出事業（指導者等養成支援）募集要項

1. 目的

総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）の運営及び運動・スポーツを指導する地域の人材の公認資格の取得等を推進し、クラブの基盤強化を図り、部活動を含む地域のスポーツ環境を整備する。

2. 事業内容

令和4年度から運用が始まった公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の中で、必ず満たすべき運用ルールとして「適切なスポーツ指導者の配置」が示されております。

その中では、クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有していること、定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格等を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることとなっております。

つきましては、総合型クラブの運営及び運動・スポーツを指導する人材の育成を目的として、指導者資格取得の支援を行います。

3. 募集対象・対象要件

岩手県内の総合型クラブ登録・認証制度の予備登録クラブ及び令和5年度に登録申請を予定している総合型クラブ（創設準備中クラブを含む）（5件程度）

- (1) 交付決定日から令和6年2月29日までに開催される資格取得講習会に参加するもの
- (2) 資格取得後、申請のあった総合型クラブで1年以上勤務もしくは指導が見込まれるもの

4. 対象経費

総合型クラブが必要とする運営・指導人材の資格取得に係る下記費用（上限80,000円×1件(名)）

【交通費、宿泊費、研修会・講習会受講料（テキスト代等を含む）】

5. 応募方法・スケジュール

子どものスポーツ機会創出事業（指導者等養成支援）補助金申請書に必要事項を記入の上、下記までご応募ください。【募集期間：令和5年5月1日（月）～5月19日（金）（当日消印有効）】

〒020-0133 岩手県盛岡市青山4丁目13-30 公益財団法人岩手県体育協会  
Tel：019-648-0400 Mail：sc@iwate-sports.or.jp 担当：伊藤

期 日	内 容	提出書類
令和5年5月1日（月） ～5月19日（金）	募集期間	申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第2号） 収支予算書（様式第3号）
令和5年5月下旬	決定通知	請求書（様式第6号） ※決定後、補助金の前金払い請求が可能です。
事業終了後20日以内もしくは 令和6年3月4日（月）のいずれか早い日	事業報告	報告書（様式第4号） 収支精算書（様式第5号）
令和6年10月1日（火）～7日（月）	状況報告	状況報告書（様式第7号）

6. その他

採択基準は地域、事業計画、有資格者の状況等を総合的に判断いたします。

令和5年度地域スポーツ推進事業  
子どものスポーツ機会創出事業（指導者等養成支援）補助金事務マニュアル

1. 実施期間

交付決定日から令和6年2月29日までに実施したものを対象とする。

2. 会計処理に関すること

- (1) 領収証等書類は写しを岩手県体育協会に提出すること。
- (2) 書類の提出は余裕をもって行うこと。
- (3) 補助事業に係る書類は事業完了後5年間保管すること。
- (4) 補助金の執行に当たっては、経済的かつ効率的に執行すること。
- (5) 領収書の宛名は、総合型クラブ代表者名とすること。

3. 補助対象経費

(1) 交通費

- ア 移動に要する経費として、公共交通機関の実費額、自家用車使用に係る費用とすること。
- イ 鉄道賃は、出発地の最寄り駅から補助事業を行う会場地最寄り駅までの往復に要する運賃、特急・急行料金とすること。なお、片道600kmを超える場合は乗車券の往復割引を利用すること。
- ウ 特急・急行料金は、特急・急行列車が運行する路線において、特急は100km以上、急行は50km以上移動する場合に助成対象とすること。
- エ 新幹線特急料金は、100km以上の場合座席指定料金とする。なお、新幹線特急料金は、やまびこ、はやて（こだま、ひかり）の利用料金とする。
- オ 航空機、船舶の利用は、他の交通機関を利用した場合と比較し、経済的かつ効率的な執行となる場合に限り、補助金対象経費として認める。
- カ 自家用車を使用する場合は、岩手県の旅費規程に基づき出発地（自宅等）から到着地（試合会場・練習会場等）までの最短の移動距離（往復）に対し、1km当たり25円を車賃とするとともに、有料道路料金、駐車場代の実費を補助する。  
※ 出発地から到着地までの移動距離の根拠資料として、「Googleマップ」等の添付を求めることとする。

(2) 宿泊費

宿泊を伴う助成事業において、1泊8,000円を上限額とした宿泊料金の実費額とする。

なお、宿泊領収書は、利用期間、利用人数、宿泊単価、食事提供の有無等詳細が記載されたものを提出すること。

(3) 講習会等受講料

講習会等に参加する場合、参加費・受講料等の実費額とすること。